

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄） 1

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表		現行		別表	
路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
百六十九号	氷見市脇字円山千七百三十七番一から高岡市四屋八百五十五番一まで	百三十九号	富士市中丸字木ノ市二十八番三から大月市駒橋二丁目字仲下四百四十二番一まで（富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。）	百六十九号	七尾市川原町十八番から高岡市四屋八百五十五番一まで	百三十九号	富士市中丸字木ノ市二十八番三から大月市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで（富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞五百九十六番一から米原市中多良字建仁寺六百三十六番二まで	二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞五百九十六番一から米原市米原千四百四十一番まで	二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞五百九十六番一から米原市米原千四百四十一番まで	二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞五百九十六番一から米原市米原千四百四十一番まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四百六十四号	四百十四号	(略)	二百十八号	
市川市堀之内二丁目二千九百五十九番一から同市大町二十二番十四まで	(略)	(略)	二百十八号	熊本県上益城郡山都町城平字原六百三番二から同町大平字原口六百六十九番まで(同町城平字原六百三番二から同町城平字村ノ脇千四十五番二及び同町大平字下鶴二百六十三番一を経て同町大平字原口六百六十九番までを除く。)、同町塩原字寺尾八百七十五番五から宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで(同郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園千二百一から同町大字三ヶ所字立壁千六百七十番一、同町大字三ヶ所字赤谷一万六千四百四十九番一、同町大字三ヶ所字榎ノ木谷一万三千九百九十四番七及び同郡日之影町大字七折字東一万四千四百八十五番四を経て同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一までを除く。)、及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで(同市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市北方町川水流字新地卯七百三十五番一を経て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。)

(新設)	四百十四号	(略)	二百十八号	
(新設)	(略)	(略)	二百十八号	熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾八百七十五番五から宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで(同郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園千二百一から同町大字三ヶ所字立壁千六百七十番一、同町大字三ヶ所字赤谷一万六千四百四十九番一、同町大字三ヶ所字榎ノ木谷一万三千九百九十四番七及び同郡日之影町大字七折字東一万四千四百八十五番四を経て同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一までを除く。)、及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで(同市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市北方町川水流字新地卯七百三十五番一を経て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。)

(略)	四百七十号	(略)
(略)	輪島市杉平町成坪三十四番一から七尾市高田町井三十六番一まで及び同市赤浦町六三十二番一から小矢部市水島二千百四十九番二まで	(略)

(略)	四百七十号	(略)
(略)	輪島市杉平町成坪三十四番一から石川県鳳珠郡穴水町字宇留地ケ九十八番一まで及び七尾市赤浦町六三十二番一から小矢部市水島二千百四十九番二まで	(略)